

千葉県薬剤師認知症対応力向上研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が受診した際や受診後等に接する薬局・薬剤師に対し、認知症の人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、薬剤師がその後も認知症の人の状況に応じた薬学的管理を適切に行い、認知症の人への支援体制構築の担い手となることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は千葉県とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等(以下「委託事業者」という。)に委託して実施することができるものとする。

(研修対象者)

第3条 この事業は、千葉市内で勤務(開設を含む)する薬剤師を対象とする。ただし、委託事業者と協議の上、千葉県内(千葉市を除く)で勤務(開設を含む)する薬剤師も対象とすることができる。

(研修内容)

第4条 研修内容は、別表に掲げる内容を標準とし、薬局・薬剤師として必要な認知症の人に係る基礎知識・連携等の習得に資する内容とする。

(受講者の募集)

第5条 受講者の募集は、委託事業者において行うものとする。

(修了証書等の交付等)

第6条 市長は、研修修了者に対し別途定める修了証書(様式第1号)を交付する。

2 市長は、研修修了者について名簿(様式第2号)を作成し、管理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、薬剤師認知症対応力向上研修に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

(別表)標準カリキュラム

	研修内容	時間
I かかりつけ薬剤師の役割	・ 認知症を取り巻く施策(認知症施策推進大綱等) ・ かかりつけ薬剤師・薬局に期待される役割 ・ 早期発見・早期対応の意義 ・ 本人の視点を重視したアプローチ	30 分
II 基本知識	・ 認知症の原因疾患(特徴と症例) ・ 認知症の診断基準 ・ 認知症の診断・アセスメントの基本的な知識	60 分
III 薬局業務における実践	・ 認知症を疑う観察のポイント・初期の対応のポイント ・ 服薬の継続管理を円滑に進めるためのマネジメント ・ 薬局等で起こるBPSDに対する対応 ・ 本人・家族(介護者)への対応 ・ 多職種連携の必要性和徴候からの「気づき」、「つながり」	60 分
IV 地域・生活における実践	・ 認知症ケア・支援の基本 ・ 認知症の人の意思決定の支援について ・ 認知症の医療・介護に関する施策・制度、地域の仕組み等 ・ 地域・多職種連携	60 分

(様式第1号)

第 号	
修 了 証 書	
氏 名 様	
生年月日 年 月 日	
あなたは、厚生労働省が定める薬剤師認知症対応力向上研修を修了したことを証します	
年 月 日	
千葉市長 ○○ ○○	

(様式第2号)

修了証 番号	修了年月日	氏名 (生年月日)	所属		
			名称	住所	電話番号